

# Lackebach Siegel, LLP

INTELLECTUAL PROPERTY  
ATTORNEYS SINCE 1923

## ラッケンバック・シーゲル

特許・商標・著作権

知的財産専門法律事務所 — 設立:1923年

当法律事務所は、20世紀の初期から継続して活動を行っており、所属弁護士は特許と商標関連協会や製造業界のコンベンションなどで著作活動と講演などを行うことでよく知られています。

ラッケンバック・シーゲル法律事務所は、主として特許、商標、著作権、不当競争、独占禁止法、ライセンス、訴訟の他、コンピューター、インターネットとドメイン名に関連する法的な問題を専門に扱っております。



### 連絡先

Lackebach Siegel, LLP  
Lackebach Siegel Building – One Chase Road  
Scarsdale, New York, 10583 U.S.A.

ラッケンバック・シーゲル法律事務所  
ラッケンバック・シーゲル・ビル  
チェース通、一番  
スカーズデール、ニューヨーク、10583、USA

電話:(914) 723-4300・ファックス:(914) 723-4301

ご質問などは、[mail@Lackebach.com](mailto:mail@Lackebach.com)まで日本語  
または英語でお送り下さい。



ラッケンバック・シーゲル・ビル

# Lackenbach INTELLECTUAL PROPERTY ATTORNEYS SINCE 1923 Siegel, LLP

## ラッケンバック・シーゲル

特許・商標・著作権

知的財産専門法律事務所 — 設立:1923年

### 事務所の歴史と背景

一体誰が、自然を湛えるスカースデール・ビレッジの16世紀の英国風の建物の中に知的財産を扱う国際的に良く知られた主要な法律事務所があると想像するでしょうか。ニューヨーク市内から僅か30km郊外の風光明媚で、日本からの駐在員の方も多く住まわれているスカースデール・ビレッジに米国と国際特許・商標・著作権・不当競争問題などを専門に扱うラッケンバック・シーゲルは事務所を構えています。1923年の設立以来、ラッケンバック・シーゲルは、依頼人に質の高い、気配りの良い業務サービスを自信をもって提供して参りました。



当法律事務所は、特許、商標、著作権、訴訟、インターネット、商取引関連部門を設けて、各分野において皆様の代理人として完璧な業務を提供しております。依頼人には、ダーナ・カレン、ケネス・コール、ダイアン・ホン・フルステンパー、ディミトリー、ジェオフリー・ビーン、ジアンニー・ベラセース、ビル・プラスなどの世界的に有名なデザイナーの他、政府機関、外国政府、大学さらには、大手の民間企業のワーナー・コミュニケーション、アメリカン・サイナミド、ファイザー、ディズニー、カナード・クルーズ・ラインなどがあります。このように幅の広い依頼人の要望に応えるために、当事務所のスタッフは、ビジネスや法律の専門知識はもとより、エンジニアの基本技術と科学全般に亘る高度な専門知識に長けております。ラッケンバック・シーゲルは、国内外の市場における商標と製品の保護について、しばしば名誉ある講演依頼を多くの米国企業から受けております。

ラッケンバック・シーゲルは、依頼人の競合相手を詳しく調べるために米国や欧州のトレード・ショーに参加して、商標保護などにおいて依頼人を補佐しております。積極的な代理人活動が当事務所の最大の特徴であります。偽造品と闘うために米国はもとより世界で数日以内に訴訟などを起す能力を備えています。

数多くの米国の法律事務所が選択できる中で、どうして、日本で最大手の化粧品メーカー資生堂をはじめ韓国の現代自動車、イタリアのアリタリア航空、ペンシルベニアのチャンネルロック・ツールズなどがラッケンバック・シーゲルと継続して、強く、長い関係を築かれているか不思議に思われるかもしれません。古風だが、活力に溢れる事務所を一度訪問していただければ、その答えは直ぐに得られると思います。平和で、静かな郊外の環境から活力を得て、依頼人の要望に対応する上で、積極的で、生産的なオフィス環境、平和な町のたたずまいが弁護士に用意されているからです。

傾斜のある屋根と屋根から突き出た窓のある古風な英国風の建物の静かな環境とラッケンバック・シーゲルの“高度に機械的な機械化されたオフィスで”弁護士とスタッフが活動しているのは非常に好対照で興味深いことと思われるでしょう。スカースデールのチェース通一番のラッケンバック・シーゲル・ビルに知的財産専門の世界的な主要法律事務所があると誰が思うでしょう、しかし、そのとおり、そこにあります。

ラッケンバック・シーゲルは、20世紀の初期から継続して活動を行っており、著作物や講演活動などで注目を集めている所属弁護士とアソシエイトは、知的財産とコンピューター関連法の全ての分野に亘って、最も質の高い多様な法律業務を提供しております。

## ニュースレター目次

知的財産が多ければ多いほど楽しみも多い	1
弁護士の横顔: _____	1
ジャンク・ファックス (迷惑ファックス)の更なる規制: _____	2
更なる翻訳: _____	2
更なる偽造品の捕縛: _____	3
更なる特許鑑定: _____	4
更なる電子の問題: _____	5
各国における商標の動向: _____	6
特許コーナー: _____	9
商標コーナー: _____	11

## 謝辞

お陰さまで、ラッケンバック・シーゲルは商標申請分野で全米5指にランクされました。当法律事務所のアロンソン弁護士は、米国特許庁に申請された2006年の第一4半期の報告により、トレードマーク・インサイダー誌によって商標弁護士の中で全米五指にランクされました。

トレードマーク・インサイダー誌2005年の年報では全米762,500人の民間米国弁護士の中でラッケンバック・シーゲルのアロンソン弁護士を9番目にランクされました。

商標分野ではラッケンバック・シーゲルは従来から大変よく知られおり、最近でも、2005年ネーム・プロテクトによって産業リーダー賞を授与されました。

## 知的財産が多ければ多いほど楽しみも多い

ハワード・N・アロンソン

多くの製品や概念を一種以上の知的財産 (IP) の保護手段で守ることができます。特許 (デザイン特許、一般特許、植物特許など) の組み合わせ、企業秘密、(トレードドレスを含む) 商標、マスク・ワーク、著作権などを適用できます。例えば、コンピュータのソフトウェアは著作権とビジネス方法の特許の両方で保護できるでしょうし、さらに、(電話機やテレビのような) 通常の電子機器はマスク・ワーク登録と商標登録に加えてデザイン特許と一般特許でも保護できるかもしれません。製品や概念によっては一種以上のIPに統合できますが、最終決定を左右するような大局的な目標を考えて、場合によっては、一種類の保護を選択する必要があるでしょう。

**製造プロセスのような企業秘密保護は、一般特許申請がなされると失われます。ポプコーンをポンポン作る機械のデザイン特許は、装飾的外見が一般特許によって保護されるような機能的特徴を持つものだと無効となります。**

各特許、企業秘密、商標、マスク・ワークと著作権は、所有権が設定され、売買され、ライセンスされ、裁判所によって担保として保証され、執行されるものです。頭脳—知的財産—から生じた権利は、しばし

ば、一緒にしてグループ化される一方、いろいろな形態をもって、各々、違った形で、取得され、実行されます。

**特許**は新規 (novel) で、非自明 (non-obvious) で、有用 (useful) な発明を保護するもので以下のような種類があります。

>一般特許 (Utility Patent) : 組成物、化学製品、電気機械機器、それらを製造するためのプロセス、ビジネスの方法、生物、さらには、従来技術の当業者にとって新規で、且つ非自明な多くの他の技術の技術的もしくは機能的特徴をもつものが該当します。

>デザイン特許 (Design Patent) : 製品の装飾的外見が該当。機能は、デザイン特許での特質に必要でなく、外見だけが模倣から保護されます。

>植物特許 (Plant Patent) : 無性的に繁殖された明確に識別できる新しい種類の植物、栽培変異体、塊茎繁殖植物あるいは未栽培状態で発見されたものを除く交配種と新規に発見された苗木が該当します。

**企業秘密**は秘密のノウハウに基づくビジネスによって実現された競争上の優位性を維持し保護します。企業秘密は永続的で、特許権とは別に存在する所有権です。製造や技術の秘密、処方、レシピ、秘密のプロセス情報、顧客リストのような編集物、製造資源、未発表のコンピュータ・コー

## 弁護士の横顔

アンドリュー・F・ヤング (Andrew F. Young)  
特許部門



上級特許弁護士、ヤング弁護士は、当事務所の依頼人と特許の取得、情宣、マネージメントや実施などを実行する上で主要な責任を果たしています。ヤング弁護士は、知的財産のライセンシング、機密管理、特許鑑定書作成、特許書類の管理、技術保護など多様な分野において豊富な経験と実績をもっています。また、起業支援の初期から公募など公の資金調達を通して、ベンチャーの資金調達からその成長、さらに、フル生産までについて助言と相談を行っています。

ヤング弁護士は、アルフレッド大学でセラミック工業と材料科学を学び、英国のシエフィールド大学に進学し、ガラス科学、高温化学、冶金学と力学を専攻した後、特許法に関係する業務に従事するようになるまでの4年間、アライドシグナル社 (現ハニ

<6ページに続く>

<8ページに続く>

ラッケンバック・シーゲル  
法律事務所

Lackebach Siegel LLP  
One Chase Road  
Scarsdale, New York 10583  
U.S.A.

Phone: (914)723-4301  
E-Mail: mail@Lackebach.com  
www.Lackebach.com  
日本語のメールでお気軽にお問い合わせ下さい。



## ジャンク・ファックス(迷惑ファックス)の更なる規制

キャシー・E・シロア・シロティン

連邦通信委員会(FCC)ジャンク・ファックス防止法2005(防止法)は2006年8月1日に発効しました。防止法はファックス広告を抑制するFCCの従来の規則を修正したものです。以下の場合を除いて、電話、ファックス、コンピュータなどの装置を用いて未承諾広告を電話ファックスに送ること禁止しています。

(1)未承諾広告が、受信者との間に確立されたビジネス上の関係にある送信人からのものである場合

(2)送信人が、受信人から番号を直接与えられている場合あるいは受信人が、番号を公に利用することに同意していることを確認できる場合

(3)広告が、明瞭で分かり易い注意書きと連絡先情報(電話とファックスの番号)をファックスの最初のページに記載してあるものであって、少なくとも一種類の無料で連絡できる手段(例えば、もし電話あるいはファックス番号がフリーダイヤルでない場合にウェブサイトや電子メールアドレス)の情報を含むものであって、将来、受信人が、自発的に送信人からの未承諾ファックスの配信を断ることができるようになっていっているものである場合

防止法はキーとなる項目を次のように定義しています。

⇒ >確立されたビジネス上の関係 - 個人あるいは団体とビジネスあるいは購買住民との間に自発的な相互通信によって確立された過去あるいは現在の関係があつて、かかる個人あるいは団体によって提供される商品あるいはサービスに関するビジネスあるいは購買住民による質問、応募、購入あるいは取引を基本にしているものであつて、このような関係はいずれからも嘗て解除されたものでない関係

⇒ 未承諾広告 - 書面あるいはその他の手段で行われる個人からの事前の申し入れあるいは承諾の表明なしに、全ての個人に対して行われる全ての資産、商品あるいは

サービスの商業的な利用と品質を宣伝する全ての構成要素

⇒ 明確で分かり易い注意書き - ファックスの上部あるいは下部のいずれかに記載されているものであつて、宣伝広告あるいは他の開示物から分離され、区別され、消費者に合理的に明確に分かる注意書き

注意書きは、週7日、毎日24時間いつでも自発的に断りができるような仕組みを掲載してはならない。送信者は、自発的な断りがあつた場合、30日を越えない範囲で合理的かつ最短の期間内に停止を実行しなくてはならない。なお、小規模企業あるいは非営利団体であっても防止法の適用を免除されていないことに注意しておく必要があります。

### ご存知でしょうか？

未承諾広告ファックスには、受信者が一方的に送信を断ることができるようにするための電話番号、ファックス番号、ウェブサイトアドレス、電子メールアドレスが送信者のファックス広告の中に記載されていなくてはなりません。

ファックスに未承諾広告を将来送らないようにするための拒絶選択の要求できるのは、法律の要求する事項に準拠し、以下の条件を満たす場合です。: 要求者が関係する電話ファックスの電話番号を要求者が記載していること。送信者のファックス広告の中に記載されている電話、ファックス番号、ウェブサイト・アドレスあるいは電子メールアドレスが要求されているものであること。

興味深いことには、未承諾広告ファックスの発案者や送信者に加えて、もし、深く関与しているか、実際の注意書きを出しているにも関わらず、不法な活動とファックス送信を防止するような行動を取らないファックスの配信者も防止法違反の対象となります。“ファックスの配信者”とは、有償で、第三者の個人や団体のために電話ファックスにメッセージを発信する個人や団体を指します。

残念なことは、望みもしないファックスを受け取った人は、他のFCC法と同様に、ジャンクファックス防止法違反に対する訴訟を個人では起こせないことです。しかし、FCCあるいは州の法務長官や業務改善事務所のような州や地方の当局にももちろん苦情をファイルすることが出来ます。

ジャンクファックスについて更に詳しくお知りになりたい方は、Cathy E. Shore-Sirotin; [CShore@Lackebach.com](mailto:CShore@Lackebach.com) までお問合せ下さい。

## 更なる翻訳問題

ローズは、ローザかバラかメイ・クエイか

ナンシー・D・チャップマン

商標公判上訴委員会は、ここ数年間、商標の“外国語等価物原則”についての論争に対する見解を出し、外国語を英語に翻訳し説明を加えて登録する場合の、類似性と登録可能性について引き続き詳細な説明を行っています。

外国語等価物原則は、審査官が、英語に翻訳された外国語の意味が既登録あるいは先行して申請されたものに紛らわしく類似しているかどうか、その意味が記述的であるかどうか、更には、それが一般的なものであるかどうかを判断できるよう、商標申請に際しては、“一般的に使われているような外国語”は英語に翻訳されなくてはならないと決めています。“米国の一般の購入者が、[その言葉]を敢えて英語等価物へ翻訳するような場合、この原則が適用されます。”もし米国人購入者が外国語としてその表示を認識しなかったり、言葉を翻訳しないような場合には外国語等価物原則は適用されません。キーとなる適用決定因子は、外国語を理解する米国人購入者にその言葉の意味が良く知られているかどうかであり、外国語を見た人が同じ意味の英語を思い起こすかどうかということです。

例えば、石鹸のブエノス・ディアスは、髭剃りクリームグッド・モーニングに紛らわしく似ていると裁定され、ワイン、蒸留酒、リカーのソノップ(アフリカ語でサンライズ)はワインの登録商標サンライズと紛らわしい可能性があるということで認められませんでした。

しかし、ビューベ・ロイヤールは、ザ・ウィンドーとは、“ほとんどの購入者はビューベがウィンドーを意味していると知らないだろうということを根拠に、”紛らわしいほど類似していないと判断されました。また、ファッション・コンサルティング・サービスのヒアー・アンド・ゼアは、フレグランスのデシ・デラ

<8ページに続く>

# 更なる偽造品の捕縛

## 更なる偽造品の捕縛

レニー・L・ダフ

### 偽造品の氾濫が世界で数百万人の職を奪い、国際的な安全性を脅かしている

#### 更なる偽造品 — 税関検査

経済が、ますますグローバル化するにつれ偽造製品の数量と範囲は急拡大しています。大都会の街角で売られる偽造のグッチやローレックスには今では歯止めもなく、国際商業委員会の見積もりでは、世界貿易の7%は偽造品で占められ、偽造品の売り上げは3,500億ドルに達しています。

国際偽造防止連合の報告によれば、「偽造品製造者の暗躍は本物を販売する小売店の市場における競争を一層、困難なものにしている。正当な知的財産権の所有者の売り上げが減少し、従業員の削減が余儀なくされている。その結果、数万人の正当な職が奪われ、政府にとっては数百万ドルの税の減収となっている。これらは全て偽造品の製造、流通と販売に因るものである。」ということです。

更に、實際上、最も警告的で、緊急の課題は、米国議会に報告され、確認されたように、知的財産の窃盗に組織犯罪の関与が増大していて、資金調達と資金浄化においても、偽物と未許可商品の販売を利用する組織と偽造品や海賊商品との間に深い関係があることです。

拡大する懸念と知的財産権所有者の戦いに呼応して、税関と国境保安当局（税関）は、知的財産権（商標、著作権）の保護を優先しています。知的財産権執行プログラムが積極的に税関で実施され、知的財産権所有者の権利を妨害する商品の輸送を標的に、妨害し、保留し、停止し、没収するために多くの人的資源が投入されるようになっていきます。執行は、訓練を受けた税関の執行官、他の政府当局と貿易共同体とが連携を取って遂行されます。

税関は、商標、著作権、トレード名に違反する物品の輸入を差し止める権限を持っていますので、費用のかかる裁判や実効まで時間のかかる侵害に対する民事裁判を起すことなく、知的財産権の保有者は保護されることとなります。税関に登録された登録商標や著作権に基づいて、偽造品の輸入を防止するために積荷が監視されています。しかし、税関は、僅か数パーセントを開梱し、検査するだけですから、より確実な“目印の赤旗”が、偽造品の存在する可能性を示唆し、登録権者に代わって行動を起すことができるように設定されています。基準として、以下のようなことが当てはまります。

- ⇒ **ロット番号、工場コード、有効期限、製造年月日あるいはその他国が要求している事項に記載がない商品**
- ⇒ **プラスチック、メタルディスク、サンプル、パーツ、鋳型や金型などのと品名が曖昧であったり、珍しい品目・項目であるような積荷**
- ⇒ **本来、商品が製造されているはずのない国、正当な所有者が具体的に記載されていない国などから輸入される商品**
- ⇒ **関係書類が、過去に偽造品を製造したことがあるとかつて報告されたことのある輸出者が、輸入者への供給元となっていることを示唆するような商品**

税関の記録プログラムを利用することによって、米国国境での知的財産権の保護が実行されているのです。本物の商品の写真の他、具体的な登録商標、著作権、あるいは商号に関する情報に関する作業が実施され、得られた“記録”は、集約され、国中の税関吏がアクセスできる電子データベースに入力されています。税関は積極的に積荷を監視し、偽造品の輸入を防止するためにこの記録情報を利用しています。現在、税関のデータベースには、約2万点の記録が入力されています。

海賊行為は消費者を欺き、合法的ビジネス

に不正な競争を持ち込み、経済を破壊し、公衆の健康と安全にとって危険なものです。政府と同様、クリエイター、メーカー、流通業者、小売り店などのお金で偽造品組織は非合法に利益を得ています。税関での防止は、知的財産権保有者に広範囲で且つ、潜在的な利益となるものです。比

2005年に差し押さえられた知的財産の価値は9,300万ドルであり、毎日平均329,119ドル相当の不正商品が入港地で差し押さえられています。2004年は記録的な年となり、知的財産記録によれば1億3800万ドルの商品が差し押さえられました。しかし、2005年、米国税関は8000件を差し押さえ、これは、知的財産権への関心の増大を反映して2004年から10%の増加でした。2005年に、国境で差し押さえられた商品の三分の一は服飾品とハンドバックで、靴は10%、消費者電子製品は約9%で、医薬品は2%でした。

較的単純でコストのかからない方法ですから、企業の知的財産権の資産の保護のために、税関記録プログラムの実施の運用は、知的財産権の窃盗を防止に積極的な役割を果たすことでしょう。

税関記録プランについては、レニー・L・ダフ：Renee L. Duff  
RDuff@Lackenbach.comまでお問合せ下さい。



ラッケンバック・シーゲルビル  
スカースデール、ニューヨーク

# 更なる真実

## 効果的に無実を証明する鑑定書の作成

### 更なる特許鑑定

アンドリュー・F・ヤング

特許侵害をに当たるかもしれないという通告を実際に受け取ったメーカー、ユーザーあるいは販売業者は、それを調べて、評価について誠意の信念を作成する積極的な注意義務が課されています。多くの場合、必要なレビューは、特許侵害、特許の有効性、包装禁反言（File Wrapper Estoppel）などに関連する調査なども含むものです。実際の通告はいろいろな書類、停止対応の受領書、潜在的特許許諾者からの特許発行の通告書、あるいは適正評価調査の結果などが含まれます。

実際の通告が誰からのものであるにせよ、侵害が疑わしい場合には、訴訟の場で“故意”の侵害があったとする主張に反論するために、無実を証明するのに必要な侵害鑑定書を効率的に準備することが望まれます。侵害が“故意”であったなら、侵害者は、場合によっては、全て裁判所の判断で決められる壊滅的な損害賠償と弁護士費用の支払いを命じられることとなります。エクソン・ケミカル・パテント社とザ・ルブリゾル社との控訴審では、故意の侵害と不誠実性があったことを根拠に、実際の損害に加えて、懲罰的損害として、4800万ドルの裁定が下されています。

故意かどうかの決定は、合理的で且つ、分別のある個人を基準にして、“全体の状況”から判断されるものです。無実を証明するための侵害鑑定書は、懲罰的損害に対する効果的且つ法的にも尊重されるべき弁護資料として使われるものですから、極めて精密な調査が必要です。シールドとして使用する場合、機密の鑑定書は、レベルの高い鑑定書を作成するために使われた資料と経緯を公開することになります。

2006年6月、連邦巡回控訴裁判では、特許弁護士に提供された事実欠落があったために無実を証明するための法的な鑑定書に欠陥があると判断されました。（リキッド・ダイナミック社とボウガン社のケース）部分的なデータの提供は行われましたが、“流量の垂直ベクター・プロット”についての全てのデータを担当弁護士に開示しなかったという被告人の過ちに基づく欠陥でした。原告は、弁護士に開示されるべき技術的データを単に省略したことによって、“非侵害であるという弁護士の鑑定書の[被告人の]信頼性を陪審員は無視してもよい”と主張しました。上訴裁判官は、“データの隠蔽は、陪審員が鑑定書を無視することを容認するに十分である”と判断したのです。

“故意による侵害は全体の状況から判断されるものであって・・・証拠は事実を審理する者によって検討され、評価されるものである。“裁判官は、侵害者が不誠実であったかどうか、損害が増えたかどうか、例えば、侵害者が特許の範囲を調査したかどうか、特許が無効であったかどうか、侵害しなかったかどうかを、誠実に信念をもって判断したかどうかなどの要因を考慮して決定しています。誠実であったかどうかは、侵害や特許の有効性に関して、弁護士の助言を得たかどうかによって通常は判断されるものです。しかし、弁護士の鑑定そのものが、不完全な事実の開示や入手可能なデータだけに基づくような場合、当事者の誠実さを決定する上で、事実の発見者はその有効性を無視することができます。

#### 無実を証明する非侵害に関連して考慮すべきこと：

- 鑑定に関する全ての情報を集め、まとめるために、担当の企業ネクサス(まとめ役)を指名する一望ましくは、技術と法律の両方に経験を有する役員ですが、技術的な経験がない企業ネクサスの場合には、その役割をサポートできる有能な技術担当者の指名
- 必要な情報を全て集め、問題を具体化するために包括的な予備鑑定調査を実施する。この場合には以下のようなことを含める：実際の製造、販売、使用、被疑製品の輸入に関する情報を含む事実関係；問題の特許の完全な審査経過；被疑装置と特許の両方に関する国内外の先行技術と関連情報；過去に実施された口頭あるいは部分的鑑定
- 有効性を確認するための、一回またはそれ以上の先行技術調査の実施
- 裁判担当弁護士あるいは事実の証人として証言することが予定されていない特許弁護士の選任

一般的な特許侵害鑑定と特許についてはアンドリュー・F・ヤング、Andrew F. Young [AYoung@Lackenbach.com](mailto:AYoung@Lackenbach.com)までお問合せ下さい。



# 各国の商標の動向

## 更なる電子の問題

ロバート・ゴールドデン

証拠開示に影響を与える民事訴訟関係の連邦規則のデジタル情報あるいは電子情報に関する修正が2006年12月1日からおそらく実施されるでしょう。保存することを要求されていた従来の紙の証拠物件と同じように、電子情報の保存を訴訟当事者に義務づけるものです。修正規則34(a)に従って、調査を行う当事者は電子的に保存されている情報を”試験し、入手する”権利を持つことになります。これは、弁護士が全面的に証拠の開示をする場合、最も効果的な方法を立案する上で役立つものです。修正規則は、情報を要求する当事者は、電子的に保管されている情報を作成するための書式を規定することを認めています。その結果、同じ情報でも、広い範囲にわたって、いろいろな種類のファイル形式で保存が可能になります。例えば、ワード文書あるいはスキャンされたPDF、TIFF、JPEGファイルなどとして保存できることになります。ファイル形式によっては、データの製作日、著者、編集者などを明らかにすることのできる隠された”メタ・タグ=変更標識”が現れることになり、同じ文書でもフォーマットが異なれば異なる種類の情報をもたらす結果となります。要求に対応する当事者は要求された書式で提供すること

を拒否する権利を持っています。新規則の下で”初期書式”とは、“[要求された情報]は、普通に維持されている”か“合理的に使用可能なものである”とされています。

弁護士や依頼人などの関係者の間にも混乱があり、新しい規則が定める要求事項に準拠できないために裁判官から制裁措置を受ける可能性に多くの関心が集まっています。しばしば”免責条項”として参照されています新規則37(f)は、“普通でない状態によるのではなく、誠実に行われた電子情報システムの通常の操作の結果失われた場合、電子的に保存されている情報を提出できない当事者に対して本規則に基づいて裁判官は制裁を課すことは出来ない。”と規定しています。しかしながら、免責は、誠実に行われた電子情報システムの通常の操作についてのみ保護を与えることを意図としています。例えば、証拠隠滅を意図したのではなく、通常のシステム維持の一部として行われたにも拘らず、電子メールなどのバックアップ・テープが上書きされたような場合がこれに相当します。

電子の問題に関する情報については、ロバート・ゴールドデンまで：  
Robert Golden, [RGolden@Lackebach.com](mailto:RGolden@Lackebach.com)お問合せ下さい。

## 各国における商標の動向

ローズマリー・B・トファノ

**カナダ**：最高裁判所判事は、先取特権合意の問題であるとして、怠慢による、非登録商標（慣習上の商標）の所有者は、完全な有担保債権者であると認定されると判断しました。権利の非登録特性は、特権合意にたいする救済手段を実行実施する妨げとはならないということです。

>最高裁判所は最近、余り重要でないマークは、通常の商品やサービスに対して制限されるものであって、製品ライン全般に対して、有名なマークを使うことが出来るとして、著名なマークの拡大保護を認めました。

**英国**：2007年10月から、先行申請あるいは非登録の国内、国際、あるいはEC内(ETM)のマークに類似しているということを理由に申請は拒絶されないこととなります。申請は、公開され、類似する先行マークの権利の所有者に通知され、反対者のために、3ヶ月間の猶予期間が設けられています。英国のこの訴訟手続は、ECの一般的な手順に類似しているものです。

**EC（欧州共同体）**：2007年1月1日から、欧州共同体商標（CTM）と登録、共同体デザイ

ンのECの加盟国にブルガリアとルーマニアを含められます。CTMは現在の25カ国から27カ国に拡大します。クロアチア、マセドニア、トルコは”候補”で、将来の加盟国となるかもしれません。

**プエルトリコ**：最高裁判所は、最近、使用を意図した（ITU）登録マークは登録後ではなく、申請後5年以内に使用の証拠を提出することを規定しました。従って、申請後5年を経過して使用されていないITUは登録されないこととなります。これによって、使用されていないか使用の意図がファイルされただけの数千の既存の登録は、明らかに存続が危なくなっています。

**日本**：小売店サービスの登録が近々可能となります。実際の物理的な場所だけでなく、メールオーダー施設あるいはインターネット操業場所を含めて従来の小売店に対して認可されるものです。危険性を避けるために、3ヶ月の猶予期間が設けられ、その間、全ての申請は、単一の申請日として認可されます。法律変更の発効日と猶予期間の開始日は2007年6月以前に公布されることになっています。

>少なくとも過去4年間、松下電器とキャンノンが日本の特許申請数の上位2社でした。2005年の公開件数は、松下電器14,732件、キャンノン9,316件でした。

**韓国**：2007年7月から、商標法が改正され、合法的な商標の所有者は、合法的な使用を保護するために先行”擬態”申請を無効にすることが認められます。韓国内外で認定されているマークが、不当に利益を得たり、他者に危害を加えることを目的として登録されたと看做される場合に、登録を阻止することをこの法律は目的としています。新しい法律では、韓国国内で商標として消費者がマークを認識するならば、模倣マークの登録は、韓国国内での先行する正当な使用を続けることを妨害しなくなります。新法で登録可能なマークの範囲は、色マーク、ホログラムとその他の非言語的マークに拡大されます。正当な商標の所有者を救済するために、異議申したての期間は2ヶ月になるでしょう。

>現代自動車（ラッケンバックの米国での依頼人）は、従業員が見つけた報告した特許侵害で得られた和解金あるいは裁判による倍賞金の10%を韓国国内の従業員に提供すると報じられました。現代自動車は、競争会社に対して積極的に特許権主張し、従業員が侵害を発見し、報告して、会社を助けた従業員に報奨を与えています。

各国の商標についてはローズマリー・トファノまで：  
Rosemarie Tofano  
[RTofano@Lackebach.com](mailto:RTofano@Lackebach.com)お問合せ下さい。

# 知的財産法（続き）

< 1ページからの続き >

ドとそれらに類似するもの全てが企業秘密として保護される可能性のある構成要素です。

**登録商標**（サービスマークを含む）は最終的に消費者の利益となるように製品の起源と情報を特定するためのもので、再購入の際など一定の品質を保証するもので、直接消費者に接する個々の小売りを迂回してメーカーによる広告機能を果たすようにするものです。一つには登録商標法は登録商標を所有するマーケティング担当者を保護することですが、最も重要な事は、異なる所から同じ製品を購入したい一般購入者が製品について混乱を来させないように保護するためにあります。

**トレード・ドレス**は登録商標権の一種で、例えば、包装あるいは容器のような製品の全体的外見をカバーするだけでなく、レストランの内装やゴルフコースのホールの外見のような広い範囲のものもカバーします。法律上、登録商標とトレード・ドレスの間には実質上の区別はありません。

**著作権**は芸術的な作品、音楽、文学、絵画、グラフィックと建築などの作品に対する、長期間に亘る独占的なものです。本、画像、映画、彫刻だけでなく技術的な作品、例えば、コンピューターのソース・コード、建物のデザイン、建築の設計なども含まれます。著作権の対象物は不変的で有形のものでなくてはなりません。

**マスク・ワーク**は集積電子回路、良く知られているものには半導体チップの回路があります。全ての半導体と集積回路は、回路の電子の働きを制御している一連の機能図あるいは機能的様式をもっています。これらの図や様式は広く“マスク・ワークス”と言われるもので、その製造プロセスから導かれた名称です。

## 別の種類による保護の必要性

競争相手は、他社製品の市場を監視して

いて、どれが成功するかを見守っています。「全ては、競争と公益の重要性の名の下に免責されるので、正確なコピーを作って市場に参入し、獨創性に富んだバージョンの成功に乗っかろうとする」と連邦判事の一人は嘆いています。

【デザインをコピー】しているとする主張を棄却せざるを得ないと感じるとき、不承不承なのは、製品の市場を開発している原告の努力に“ただ乗り”をする被告の素直でない行為があるからです。この不公平さは、大きな公益のためと卑劣なコピーですら競争相手を励ますような「商標登録法」の優先権によって覆されてしまいます。

## ご存知ですか

コカ・コーラのレシピは100年以上にわたって企業秘密として保護されてきましたが、1887年当時、企業秘密ではなく特許保護が可能で、それが選択されていれば20年以内に変更不可なものとして公知となっていたでしょう。

別の種類による知的財産保護はそのようなただ乗りを攻撃する手段となります。各種の権利の執行と保護機関の違いによる相対的な効果故に、優秀な弁護士は一種以上の保護を選択します。商標登録

は継続して実際に使われているならば永久的ですが、デザイン特許は最大で14年しかありません。著作権は何十年と長く、企業秘密は使われなくても無期限です。一般特許とデザイン特許の保護は特許化された発明が実際に使用されない場合、多くの例では、特許の所有者が実際のビジネスを行っていない場合ですら侵害に対して賠償を課します。同じように著作権の保有者は、発見されるような侵害から保護されるべき作品を何らかの形で、製造したり、配布したり、取り扱ったりする必要はありません。これは商標権と対照的です。商標は所有者が使用していることが保護の基礎となり、侵害行為は、起源の源泉の混乱の可能性のクレームに基づいて決められます。いろいろな形の知的財産権の間で展開している相互関係は複雑で、時折、不確実性を孕んでいます。

## 多ければ多いほどより望ましい

各種の知的財産は一般的には、相互排他的なものではなく各種の保護を受けるための必須条件を確立するために互いに有用なものです。逆の言い方をすれば、一種の保護を得ようとするプロセスは、別の種類のクレームを危くするかもしれません。

例えば、出版物、著作権や商標申請の最初の使用日についての情報は、特許での保護を不可能にします。公知後、一年経ってからの申請は認められていません。ステイメントの証拠価値は、一般特許を確実なものにしようとする場合には、著作権、デザイン特許、トレード・ドレスと商標を実施する上で否定的な影響を与えるものとなります。

デザイン特許の場合には、デザインに機能性がないことは、好ましいことで、それは、デザイン特許の審査にあたって、連邦特許法によって決められた非機能性の明確な宣言となり、著作権、トレード・ドレス、商標保護を求めるとして役立つものです。デザイン特許が単独で存在することは、非機能性の“ある種の証拠”となり得ますが、明らかに保護され得るトレード・ドレスとして、デザイン特許対象物の識別性と認識性を保有していることを認めるものではありません。

## デザイン特許とトレード・ドレスを有する著作権

著作権とデザイン特許は容易に共存しません。連邦最高裁は、以下のように裁定しました。「特許法あるいは他の如何なる法律も特許性があるという理由で、著作権は保護されないとは規定していない。」例えば、ある風刺漫画の図柄の腕時計の表面は、その表面が、芸術的作品として風刺漫画の著作権で既に保護されていた場合でも、デザイン特許が認められます。著作権が特許保護よりも長く存在するという単なる事実をもってして、単一のデザインに対して2種類の保護を与えることを除外していません。デザイン特許の有効性と著作権の有効性は無関係であります。一方が存在するという事は、他方の機能性の欠如を主張する弁護士には好都合といえます。

トレード・ドレス権（登録商標権と同義語）は、例えば、車のためのサービスについて注意を喚起するビジネス・レター、販売カタログ、催促状や月例報告のような明確な記述媒体を保護するために使われるものです。トレード・ドレスの理論に従えば、原告のものとグラフィック的に見間違ふように似ているカタログ、レター、報告を使うことを競争者が注意を喚起する商行為では禁止されています。このような記述

<次ページへ続く>



# 知的財産法（続き）

媒体や関連するグラフィックは著作権でも保護されることは疑問の余地がありません。両方あるいは何れかに対する保護が、非機能的でグラフィック的に特徴的なビジュアルから

ネスの印刷物に適用されます。

## 企業秘密に影響を与える一般特許

一般特許法はアイデアについての財産権を得る上での機会を限定しています。一旦、発明者が、業務に関する秘密のベールを脱ぐことを決定すると企業秘密保護についてのいかなる権利も失うこととなります。発明者は連邦特許法による保護と多くの大衆にアイデアを献上することで満足してはなりません。ラード・ハンド判事は次のように明確に述べています。「特許化された後は、発明を競争的に悪用しないようにすることが特許に対する発明者の権利に対する条件です。発明者は秘密（即ち企業秘密）あるいは法的独占のどちらかで満足してはなりません。」

## 一般特許と登録商標

一般特許が8の図形に許諾されたものである場合、登録商標のロックが同じ8の字型の図形物として申請された場合には、登録商標と一般特許保護とは互いに両立しないものであると裁定されました。裁判所は特許の背景を審査して、申請されたロックの形は、大きさを最小にして、構造上使用される最小の金属量を必要とすることが記述されていることに注目し、開示された申請特許はデザインの機能性の証拠であって、商標登録申請を却下する判断を下しました。例えば、特許が切れていても、一般特許は、商標保護を除外し得るものであると判断したことは注目しておく必要があります。

一般特許で請求されるような特徴は機能性の強い証拠となります。例えば、装置は単に装飾的で、偶発的で、不定的なものであることを特徴とするものであることを示すことが、そのような特徴をもつ商標の保護を請求する者には要求されています。

インディアナ地方裁判所は、一般特許が存在する場合、デザインの商標登録の請求を広く認めない驚くほど厳密な立場を最近になって取りました。

一般特許切れの有用な発明を公衆が実施することを妨げるような製品の商標権は、製品の持つ機能的デザインや特徴を保護するようなものであり無効である。商標は、発明者；限定された時間の後に発明実施権を公衆に認める発明者の排他的な権利；と特許について取引をする公衆の権利に道を開くものでなくてはならない。（Eco Mfg. 295 E. Supp 2d. 870）

## デザイン特許と商標

デザイン特許は、商標や保護可能なトレード・ドレスと細かくは区別されますが、工業製品は、特許あるいは商標に関する法律の定めには違反することなく双方の保護を受けることができるかもしれません。特許法の目的は限られた期間模倣を排斥することによって、技術革新を助長することにあります。商標（とトレード・ドレス）法の目的は原産地に関する混乱を回避することです。商標権は特許特有の期間を延長するものではなく、それらは異なる法律と異なる理由に拠って別々に存在するものです。一方の終結が他方に法的な影響を与えるものではありません。

一般特許と異なりデザイン特許は製品の非機能的、装飾的特徴について許諾されるものです。デザイン特許の適格性を満たすためには、特徴が新規で、非自明で、装飾的である必要があります。それらは本質的に区別され得るものである必要はありません。最高裁判所の判断は、「保護を得るには、デザインは機能だけで決められるものではない美的で、好ましい外見をもち、特許性の基準を満たすものでなくてはならない。」というものです。デザイン特許が失効した後は、商標法に違反しない限り、自由にコピーできるものです。

特許性の基準の一つ新規性は、商標あるいはトレード・ドレス保護については不適切であり、保護される商標は本質的に識別できるものであるか、二次的な意味合いを持っていないとはなりません。多くの特許（あるいは嘗て特許であったもの）デザインはこの基準を満たしていません。もしも生産者がブランド認識推進の努力をしなければデザインが二次的な意味を持つことを示すことは出来ません。対照的に、実際に市場を決めてしまうほどに支配するならばデザインは一般的あるいは機能的なものとなり保護を受けることは出来ないこととなります。

市場が、服やハンドバッグ産業のように、模倣品あるいはコピーに近いものが普通となり、消費者が賢明になれば、模倣品で混乱する可能性のあることを証明することは恐らく弁護士の手腕を問われるようなものとなるでしょう。

連邦巡回控訴裁判所は、単純な思いつきで、機能性のないデザイン特許の存在が存在するからといって、商標のような構成物の保護を排除するものではないという、確立された立場を長年に亘って取っています。

## マスク・ワークと特許と著作権

マスク・ワークを保護するために作られた連邦半導体チップ保護法は、特許あるいは著作権法の下で個人が所有する権利あるいは救済手段に対して影響を与えるものでないと規定しています。さらに、法律は、1983年7月1日以前に最初に商業的に開発された如何なるマスク・ワークに関する他の連邦法の下にある所有者の如何なる権利をも減じるものでないとしています。議会の立法経緯は、従来の企業秘密の州法とSCPAによって与えられる権利と救済法とは等価ではないことを明確にしています。

上記に関する更なる情報については、ワード・N・アロンソン（Howard N. Aronson）[HAronson@Lackebach.com](mailto:HAronson@Lackebach.com)までお問合せ下さい。



# 特許・更なる翻訳

(1 ページからの続き) **弁護士横顔** アンドリュー・F・ヤング (Andrew F. Young)

ウエル社) の材料科学部門にエンジニアリングのマネージャーとして勤務しました。その間、世界的に有名なアモルファス合金リボン、メトグラス®製品のマネージメント、問題解決からフルスケールの生産までを推進し、多大な貢献を果たしました。

ビジネス方法とビジネス・モデルの他、材料科学、セラミック、工業化学、ナノテクノロジー、複雑な機械システム、光学ならびに光学システム、データ・トランスファーとコンピューター技術、半導体システム、電子機器と電子制御ネットワークなどのハイテク分野については、特に幅広い豊富な経験をもっています。主な依頼人には、半導体メーカー、単結晶メーカー、集積回路チップメーカーと組み立てメーカーなどが含まれています。

ヤング弁護士は、当事務所の特許の電子ファイルシステムの設置・監視を担当し、同日特許申請のオプションを依頼人に提供することも行っています。

所属学会など：

米国セラミック学会、鉄鋼技術協会、ニューヨーク州ならびにニュージャージー州弁護士会知的財産部門、米国知的財産法律協会

他の弁護士事務所での経験：

モリソン弁護士事務所 — アジア企業担当

著書： 知的財産の取得と保護 [共著]、レキスネクシス (LexisNexis), 2006: 特許、企業機密、マスクワーク

学歴： アルフレッド大学 (B.S.C.E, 1991)

シェーフィールド大学 (英国) (ガラス科学と工学専攻)

ウイデナー大学 (法学士 1998)

## <2ページからの続き> 翻訳

(翻訳すれば) ヒア・アンド・ゼアと缶詰のアント・マリーズとは紛らわしく類似していないと判断され、葉巻タバコのオウデ・ミイスター (アフリカ語で“オールド・マスター”) も葉巻タバコのダッチ・マスターとは混乱しないだろうと判断されました。可食穀付きナッツのコルドン・フリーも、穀付きと穀無しいずれの可食ナッツとも紛らわしくは類似していないと判断されました。

例えば意味が、類似していたとしても、見た目と発音の違いによって互いの類似性は、十分に覆い隠されたものであるということです。“原産を混乱する可能性の有無についての結論を出す場合には、外見、発音など全ての因子についての類似性と包含的な意味との類似性は天秤にかけられるべきです。” 商標に外国語を使用する場合、現実的なアプローチを適用した上で、商標判定上訴委員会は、チーズのラボンテ (フランス語のグッドネス) とチーズのグッドネス、つめ磨き用のハイ・ファッション・サンブラーと髪染色シャンプーのハウテ・モードとは互いに紛らわしく類似していないと裁定しました。

- ⇒ 意味が同じでなければ外国語等価物原則は適用されません。例えば、葉巻タバコのオウデ・ミイスターとダッチ・マスターは商品と同じであっても意味と全体の印象は混乱を避ける程度に違っていると判断されました。
- ⇒ 商品やサービスが同じでなければ、混乱による拒絶を覆すことは、十分な可能性があります。例えば、レストランのティア・マリアと缶詰野菜のアント・マリーズは商品やサービスが非類似性を満足させるに十分でした。
- ⇒ 各商標の外見や発音の違いが、特に商標の特徴が非類似のフォント、デザイン、あるいは文字の種類のような場合には、意味の類似性よりも重要とされます。例えば、ヒア・アンド・ゼアとデン・デカは外見も発音も全く似ていないとされました。

**推薦：** 非英語の単語で構成されているか、それを含んでいるような商標を登録する場合にはその言葉を英語に翻訳したものを提供して下さい。申請前に実施する検索では外国語等価物原則に問題があるかどうかの可能性を予見しますので、登録可能かどうかの検索を希望される場合にも情報を提供されることをお勧めします。ラッケンバック・シーゲルの商標担当弁護士は、他の言語のローズが、混乱的類似性に当てはま

るかどうかを決定します。

上記に関するリスト、翻訳の議論などについては、ナンシー・D・チャップマン： Nancy D. Chapman, [Chapman@Lackebach.com](mailto:Chapman@Lackebach.com) までお問合せ下さい。

ラッケンバック・シーゲル

法律事務所

Lackebach Siegel LLP

One Chase Road

Scarsdale, New York 10583

U.S.A.

Phone: (914)723-4301

E-Mail: [mail@Lackebach.com](mailto:mail@Lackebach.com)

[www.Lackebach.com](http://www.Lackebach.com)

日本語のメールでお気軽にお問い合わせ下さい。

# 特許

## 特許コーナー

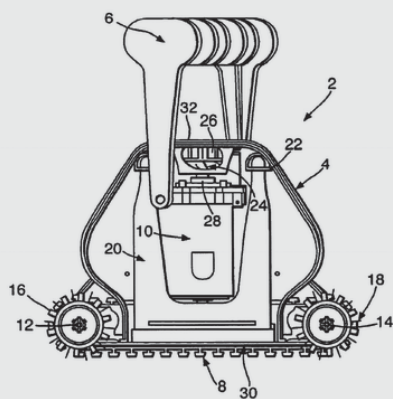
### プールクリーニング装置

United States Patent Number:

**6,965,814**

Date of Patent  
November 15, 2005

Assignee:  
Maytronics Ltd. (IL)



## 注目すべき最近のLSのペテント

容器を止めて、液体製品を取り出す装置

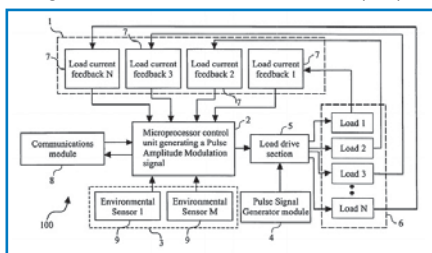
Patent No.: 7,077,294

Assignee: Bericap (FR)

## イルミネーション制御システム

Patent No.: 6,963,175

Assignee: Radiant Research Limited (GB)



パフォーマンスの低下、システムの停止、最悪の場合にもデータ・パターンを損傷しないで電圧変換を伴う高出力アンプのための方法と回路

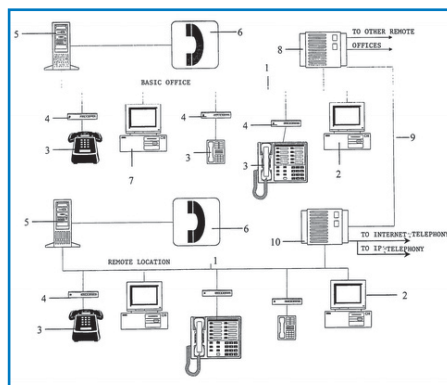
Patent No.: 7,046,973

Assignee: Nokia Corporation (FI)

ネットワークを使用する遠隔構造化項目間の構造化項目と電話通信システムのための電話ネットワーク

Patent No.: 6,973,169

Inventor: Aleksandr Fyedorovich Lukin (RU)



回路基板のための従属表面取り付け電気接点とその製造と使用方法

Patent No.: 6,997,727

Assignee: Zierick Manufacturing Corp.

一つのボトルを運ぶ装置

Patent No.: D513,363

Assignee: Built NY, inc. (USA)

ビクトリアカットの宝石

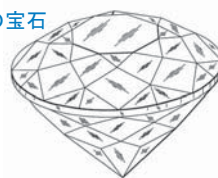
Patent No.:

D514,013

Assignee:

Gitanjali Gem

Limited (IN)



記憶機能を備えたコネクタ・アダプター

Patent No.: 6,971,895

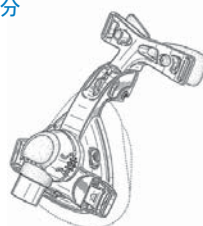
Assignees: Tokyo Communication Equipment MFG co., Ltd. (JP)

NTT DoCoMo Inc. (JP)

マスク組み立ての前面部分

Patent No.: D515,204

Assignee: ResMed (FR)



焙焼装置

Patent No.: 6,952,991

Assignee: Lifetime Hoan Corporation (USA)

靴の中敷

Patent No.: D513,358

Assignee: Aerogroup International Inc. (USA)

スワイパー・ブッシング

Patent No.: 6,971,640

Assignee: Research and Manufacturing Corp. of America (USA)

同調フラッシュライト装置

Patent No.: 6,997,591

Assignee: World Imports International, Inc. (USA)

紐製造機

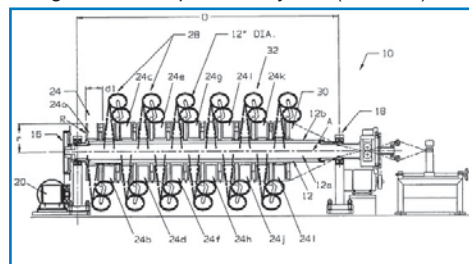
Patent No.: 7,011,097

Assignee: Each2Each, Inc. (USA)

ストランダー・シャフト上に搭載されて、取り出し滑車を備えるコンパクトな万能型同心ストランダー

Patent No.: 6,948,304

Assignee: Roteq Machinery Inc. (USA)



デスクランプ

Patent No.: D522,158

Assignee: Yamagiwa Corporation (JP)

化学品運搬用万能容器

Patent No.: D510,872

Assignee: PVC Container Corporation (USA)

バスルーム用洗面器

Patent No.: D513,794

Assignee: Sonia, S.A. (ES)

バスルーム用タオル掛け

Patent No.: D516,849

Assignee: Ibergesfer, S.L. (ES)

上部スナップ式運搬装置

Patent No.: D514,803

Assignee: Built NY, Inc. (USA)

靴上面の側面要素

Patent No.: D508,306

Assignee: Aerogroup International, Inc. (USA)

プリセット・チューナーを備えたレーザー

Patent No.: 7,080,393

Assignee: Funai Electric Co., Ltd. (JP)



# 特許(続き)

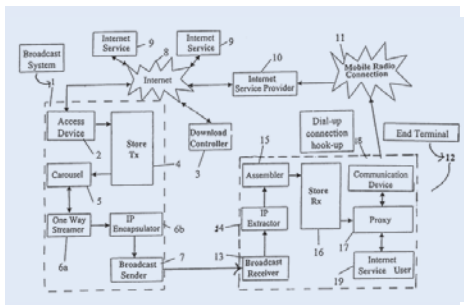
## 特許コーナー

9ページから続き

### インターネット上のコミュニケーションのための方法とシステム

Patent No.: 7,058,394

Assignee: T-Mobile Deutschland GmbH (DE)



### 接着ジョイントを使うことによる下着の製造方法

Patent No.: 7,060,157

Inventors: Hans Bauer, Fred Zeschky, Peter Frolich (DE)

### 消費者製品情報を配布するための装置と方法

Patent No.: 7,010,876

Assignee: Shape CD Ltd. (USA)



### 細胞に発現カセットを導入するためのアデノ関連ウイルス・ベクター・ベース方法と組成物

Patent No.: 7,060,497

Assignee: The Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University (USA)

### ローカル時間をもつ移動ラジオのターミナル時計を同調させる方法

Patent No.: 6,999,787

Assignee: T-Mobile Deutschland GmbH (DE)

### マルチキャスト・ファイル伝送方法

Patent No.: 6,941,501

Assignee: KDDI Corporation

### 増幅器の直線化

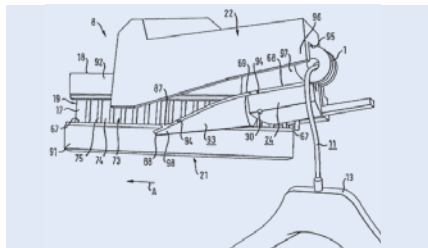
Patent No.: 7,053,709

Assignee: Nokia Corporation (FI)

### 緩衝装置運搬ダイバーター

Patent No.: 6,991,090

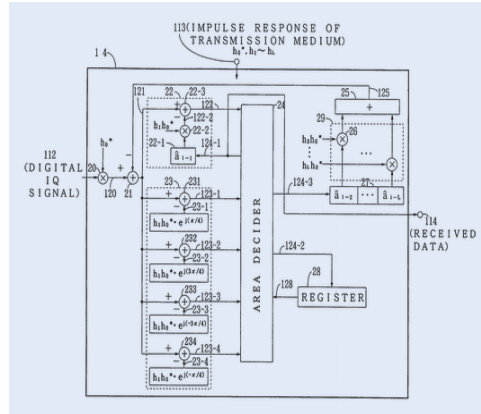
Inventor: Franz Gaertner (DE)



### 決定フィードバック・エコライザー

Patent No.: 6,966,169

Assignee: Iwatsu Electric Co., Ltd. (JP)



### パケット・ラジオ通信システムにおけるパケットデータ・フローを選択的に制御するための装置と関連する方法

Patent No.: 7,023,803

Assignee: Nokia Corporation (FI)

### パワー半導体トランジスターを制御するための回路配置

Patent No.: 7,038,500

Assignee: Semikron Elektronik GmbH & Co. (DE)

ラッケンバック・シーゲル

法律事務所

Lackenbach Siegel LLP

One Chase Road

Scarsdale, New York 10583

U.S.A.

Phone: (914)723-4301

E-Mail: mail@Lackenbach.com

www.Lackenbach.com

日本語のメールでお気軽にお問い合わせ下さい。

# 商標

## 商標コーナー

### 最近LSが行った注目する商標

DVF  
Registrant: Diane Von Furstenberg Studio  
(USA)

V-LO  
Registrant: Dexter-Russell, Inc.  
(USA)

C  
Registrant: Cycleurope  
(Sweden)



SILAFECT  
Registrant: Fran Wilson Creative Cosmetics, Inc.  
(USA)

TROESTER  
Registrant: Troester GMBH & Co. Kg  
(Germany)



SPEEDCLIP THE NEW CLIP  
PEDAL STANDARD  
Registrant: Wellgo Pedal's Corp.  
(Taiwan)

VP TECH  
Registrant: V.P. Holding S.P.A.  
(Italy)

DURANCE  
Registrant: Sarl Le Lavandin De Grignan  
(France)

IMMUNOTEC  
Registrant: Immunotec Research Ltd.  
(Canada)

CABBAGES & ROSES  
Registrant: Cabbages & Roses Ltd.  
(United Kingdom)

IKOREL  
Registrant: Chugai Seiyaku Kabushiki Kaisha  
(Japan)

ULTRA-FOOD  
Registrant: Comasec  
(France)

INPACEL  
Registrant: Vinson Industria De Papel Arapoti Ltda.  
(Brazil)

SFERRA BROS.  
Registrant: Sferra Bros. Ltd.  
(USA)



AQUADIS  
Registrant: Aquadis International Inc.  
(Canada)

ISTIKBAL  
Registrant: Istakbal Mobilya Sanayi Ve Ticaret Anonim  
Sirketi (Turkey)

CYBORG009  
Registrant: Avex Entertainment Inc.  
(Japan)

ESCONDIDA  
Registrant: Payday Records, Inc.  
(USA)



LADY POWER STICK  
Registrant: A.P. Deauville, LLC  
(USA)

ULTIMATE GROWING SYSTEM  
Registrant: W. Atlee Burpee Co.  
(USA)

AZERA  
Registrant: Hyundai Motor America (USA)

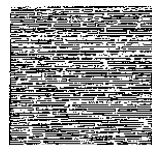
MIEL DE BOIS  
Registrant: Shiseido Company, Ltd.  
(Japan)



DR. Ci:LABO  
Registrant: Dr. Ci:labo  
Co., Ltd. (Japan)

AERO SEKUR  
Registrant: Aero Sekur S.P.A  
(Italy)

PORTWISE  
Registrant: Portwise AB  
(Sweden)



DESIGN ONLY  
Registrant: Dexter-Russell, Inc.  
(USA)

SKYTOP  
Registrant: Chukoh Chemical Industries, Ltd.  
(Japan)

GOTO  
Registrant: Kabushikigaisya Goto Kogaku Kenkyujyo  
(Japan)

BREYER  
Registrant: Reeves International, Inc.  
(USA)

POWERLITE  
Registrant: Max Co., Ltd.  
(Japan)

EAU D'ITALIE LE SIRENUSE  
Registrant: Le Sirenuse S.P.A.  
(Italy)

TWIST & SHOUT  
Registrant: Aerogroup International Holdings, Inc.  
(USA)

BELLI GEL  
Registrant: Massimo Guarducci  
(Italy)



DVIEO  
Registrant: Overview Limited  
(UK)

EXTRA FINE VODKA WODKA GDANSKA WODKI GDANSKIE  
M 1997  
Registrant: Destylarnia Sobieski S.A.  
(Poland)

ALITALIA VOLARE CLUB  
Registrant: Alitalia - Linee Aeree Italiane S.P.A.  
(Italy)

METAVOLTAGE  
Registrant: Shiseido Company, Ltd.  
(Japan)

LOCWAVE  
Registrant: YKK Corporation  
(Japan)

KNIFE VAULT  
Registrant: Lifetime Brands, Inc.  
(USA)

RD ROYAL DEMEURE HOTEL GROUP  
Registrant: International Hospitality Management. S.P.A.  
(Italy)

VENAIR  
Registrant: Venair Iberica, S.A.  
(Spain)

# 商標 (続き)

## 商標コーナー

### BTK

Registrant: TBK Co.  
(Japan)



### IRON CHEF

Registrant: Fuji Television Network (Japan)

### SIKATHERM

Registrant: Sika AG (Switzerland)

### SENSATIONS

Registrant: Orchard Yarn and Thread Company, Inc.  
(USA)

### BOWESTONE BLOCKWALL SYSTEMS

Registrant: Hexacore Technology PTY Ltd.  
(Australia)

### AJINOMOTO

Registrant: Ajinomoto Co., Inc.  
(Japan)

### HYDE INDUSTRIAL BLADE SOLUTIONS

Registrant: Hyde Tools, Inc. (USA)



### FINCA FLICHMAN DEDICADO

Registrant: Finca Flichman S.A.  
(Argentina)

### COOL HUNTING PEOPLE

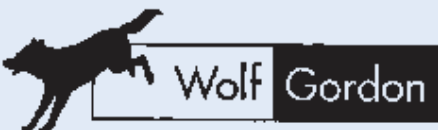
Registrant: Cool Hunting People S.R.L.  
(Italy)

### EVERLAST

Registrant: Everlast World's Boxing Headquarters Corporation (USA)

### WOLF GORDON

Registrant: Wolf-Gordon, Inc. (USA)



### CODE BLUE

Registrant: Channellock Inc.  
(USA)

### MARCHE MADISON

Registrant: Kim Kyung Ho  
(Korea)

### 1 2 3 SECURE SYMBOLOGY

Registrant: Secure Symbology, Inc. (USA)

### ALEXANDA

Registrant: Skylark Industries Ltd.  
(China)



### AC HEALTHCARE SUPPLY

Registrant: AC Healthcare Supply, Inc.  
(USA)

### ULTRA

Registrant: Ultra Records, Inc.  
(USA)

### SOLE A BY AEROSOLES

Registrant: Aerogroup International, Inc. (USA)



### PHARMADULE

Registrant: Pharmadule Emtunga AB  
(Sweden)

### VISKO

Registrant: OY Visiko AB (Finland)



### XAICA

Registrant: Carrillo Etcharren, Ricardo  
(Mexico)

### TECHNOCAP

Registrant: Gestion Technocap Inc.  
(Canada)

### BELLA MIA

Registrant: Alex Spa  
(Italy)

### HPP

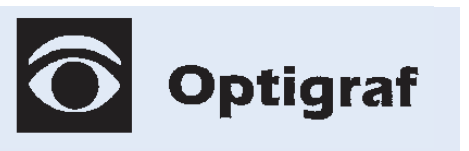
Registrant: Hyundai Motor America  
(USA)

### CODE BLUE BY CHANNELLOCK

Registrant: Channellock Inc.  
(USA)

### OPTIGRAF

Registrant: Optigraf AG (Switzerland)



### BODACLICK

Registrant: Bodaclick, S.L.  
(Spain)

### XILARATE

Registrant: Southern Beverage Packers, Inc.  
(USA)

### PODIUM

Registrant: Petroleo Brasileiro S/A - Petrobras  
(Brazil)

### EURO COLA

Registrant: Refrescos Europeos, S.L. (Spain)



### COLIN COWIE

Registrant: CAW Cowie, Inc.  
(USA)

### A ARC FASTENING

Registrant: YKK Corporation  
(Japan)

### POLARSAT

Registrant: Polarsat, Inc.  
(Canada)